

入札説明書

京都府立京都すばる高等学校「教育用コンピュータシステムの賃貸借」に係る入札公告(平成27年4月17日付け京都府広報。以下「公告」という)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成27年4月17日

2 契約担当者 京都府立京都すばる高等学校 校長 池田 武

3 担当部局 〒612-8156 京都市伏見区向島西定請120
京都府立京都すばる高等学校 事務部
電話番号 (075)621-4788

4 入札に関する事項

(1) 業務の名称及び数量

京都府立京都すばる高等学校 教育用コンピュータシステムの賃貸借 一式

(2) 業務の仕様等

京都府立京都すばる高等学校「教育用コンピュータシステムの賃貸借（保守管理等を含む）に係る業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり

(3) 納入期限

契約日以降で京都府立京都すばる高等学校長が指示する日

(4) 納入場所

業務仕様書に指示する場所

5 入札説明会の日時及び場所

平成27年5月1日(金)午後2時から

京都市伏見区向島西定請120

京都府立京都すばる高等学校 会議室

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 京都府立京都すばる高等学校「教育用コンピュータシステムの賃貸借」に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び参加資格の審査の申請の時期、方法等を定める入札公告に示した京都府立京都すばる高等学校「教育用コンピュータ

システムの賃貸借」に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載されている者であること。

- (2) 一般競争入札参加者参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

7 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した申請書に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付場所等

ア 交付場所

〒612-8156 京都市伏見区向島西定請120

京都府立京都すばる高等学校

電話番号(075)621-4788

イ 交付期間

平成27年4月17日(金)から平成27年5月1日(金)までの間(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。

また、本校ホームページ(<http://www.kyoto-be.ne.jp/subaru-hs>)において電子ファイル(PDF)を公開する。

なお、上記期間以外においても申請書の交付を随時行うが、入札期日に間に合わないことがある。

(2) 申請書の提出場所等

ア 提出場所

(1) のアに同じ。

イ 提出期間

平成27年4月17日(金)から平成27年5月15日(金)までの間(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

なお、上記期間以外においても申請書の提出を受け付けるものとするが、入札期日までに資格審査の結果を通知することができないことがある。

(3) 確認通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時

平成27年5月28日(木)午後2時

イ 場 所

京都府立京都すばる高等学校 会議室

(2) 入札の方法

ア 入札書は持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出するものとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。)をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は、直接提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合は、その商号又は名称)及び「京都府立京都すばる高等学校 教育用コンピュータシステムの賃貸借 一式 入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあつては、この限りでない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。ただし、郵送による入札の参加があつた場合において、当該郵送による入札者又は代理人が開札に立ち会わなかつた場合にあつては、再度入札は別途期日を定めて行うものとする。

カ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加できない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することが出来ない。

ク 入札を希望しない湯合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 郵送による入札方法

ア 受領期限

平成27年5月27日(水)

イ 提出先

〒612-8156 京都市伏見区向島西定請120

京都府立京都すばる高等学校長

ウ その他

(ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。

(イ) 封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、封筒表に「平成27年5月28日開札(京都府立京都すばる高等学校 教育用コンピュータシステムの賃貸借 一式)入札書在中」と朱書するとともに確認結果通知書又はその写しを同封し、京都府立京都すばる高等学校長あての親展とする。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。

ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載金額を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(5) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札者が連合又は不穏な行動する場合において、入札を公平に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 入札者は、入札説明書及び業務仕様書、契約書案、その他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係りのある職員(以下「関係職員」という。)に説明を求めることができる。

ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業所であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、見積りは賃貸借契約期間(36月)に対する総額とすること。

(9) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、郵便入札により再度入札を送付したものを除き、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。

イ 確認申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札。

ウ 入札書の受領期限までに到着しない入札。

エ 委任状を持参しない代理人による入札。

オ 記名押印を欠く入札。

カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札。

キ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の入札。

ク 入札に関し不正な利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札。

ケ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札。

コ その他入札に関する条件に違反した入札。

(12) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(13) 第三者賃貸方式

第三者賃貸方式による3者契約を希望する場合は、入札書の摘要欄に落札した場合第三者賃貸方式となる旨及び指定する賃貸会社の名称等を記入すること。

9 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

11 契約保証金

免除する。

12 契約書の作成の要否

要(入札説明会にて配布する契約書(案)により作成するものとする。)

13 その他

(1) この入札の実施については、1から12までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都市府告示第485号)に基づく苦情の申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

(3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

(4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。